

【地域の概要】

- 養老町は岐阜県の南西部に位置し、平坦な水田・畑が広がっており、管内の農地2,570haのうち2,040ha（R6.3時点）が担い手に集積され、集積率は79.3%となっている。
- 地域計画は、町内に29プランあり、毎年7月から8月に全てのプランの見直しを実施し、地区ごとに農地を誰が担うのかを明確にした目標地図を作成している。
- 室原地区のうち、室原小栗栖地区において、令和3年度より機構関連農地整備事業を契機とした担い手への農地集積の取り組みが行われ、当該地区における担い手への集積率が大幅に増加するなど、地区における農地集積の取組の機運が高まっている。

①取組開始前の状況や課題

室原地区の概要

養老町の北部に位置し、2経営体で担っており、近年は圃場整備も進んでいる地域である。水田を中心とし、麦・大豆の2毛作体系による生産調整も行われている。今後は経営所得安定のため、高収益作物の転換を進めて行く必要がある。

地区内の遊休農地について

○地区の農地の大半は田が占めているが、北部に小面積の畑が集団している箇所があり、長期の不耕作が続いていることから、雑草が繁茂し、更なる荒廃化が懸念されている。このため、課題解決へ向け、4年計画で集団化している畑21,959㎡の解消に取り組むこととした。



解消前



解消後

②取組内容

■令和4年度

農業委員会にて調査等を実施

(令和4年8月から12月)

中間管理機構への貸付を実施

(令和5年3月) 29筆5,980㎡

■令和5年度

遊休農地解消緊急解消事業にて工事実施

(令和5年9月)

中間管理機構から耕作者へ利用権設定

(令和6年3月) 29筆5,980㎡

中間管理機構へ新たに貸付を実施

(令和6年3月) 26筆5,645㎡

■令和6年度

遊休農地解消緊急解消事業にて工事実施

(令和6年9月)

中間管理機構から耕作者へ利用権設定

(令和7年3月) 26筆5,645㎡

中間管理機構へ新たに貸付を実施

(令和7年3月) 25筆5,730㎡

■室原地区農業委員が旗振り役となり、地権者、担い手等との調整、遊休農地解消に努めた。

③今後の展開と方向性

今後の展開について

令和4年度から令和6年度に解消した農地の西側に遊休農地があり、令和7年度以降も、引き続き、農地中間管理機構の「遊休農地解消緊急解消事業」を活用し、耕作ができる状態に解消する。

【スケジュール】

令和7年3月に新たに中間管理機構へ貸付を実施した25筆について、7～9月草刈り、耕起などを経て、12月中に中間管理機構から耕作者へ利用権設定を実施する。

※解消後は麦を作付け予定

○残りの畑の解消について

残り4,604㎡についても、同様に「遊休農地解消緊急解消事業」を活用し、耕作ができるよう取り組みを継続する。